

令和3年度

安全衛生管理要綱

令和3年度 安全衛生管理要綱

スローガン 危険個所 気づいたときにすぐ行動 ひとり一人が責任者
目配り・声掛け・思いやり 「こころ」と「からだ」の健康管理

基本方針 山陰クボタ水道用材株式会社(以下「当社」という)と工事下請負契約を締結して工事の施工にあたる取引業者(以下「取引業者」という)は、当社と一体となって活発な安全衛生活動を推進し、作業所における労働災害の撲滅と安全衛生管理水準の向上に努める。

管理目標 三大災害防止の徹底
安全自主管理意識の高揚と安全教育の徹底
交通災害防止の徹底、法令規範の遵守

重点実施項目

1. 安全衛生管理の構築
2. 安全意識の確立
3. 現場における安全管理の実施
4. 作業計画書
5. 健康管理対策
6. コロナウイルス感染症予防対策
7. 月間安全目標の設定及び実施

1. 安全衛生管理の構築

- ①年度安全衛生管理計画は、前年の安全衛生管理の反省及び発生した災害の要因、法令改正並びに当社の重点実施項目を踏まえ策定する。
- ②安全衛生推進委員会、分科会等の会議体を編成し、定期的を開催する。
- ③当社及び取引業者の安全自主管理意識の高揚に資することを目的として、毎年、安全大会を開催する(取引業者の事業主の参加を義務づける)。

2. 安全意識の確立

- ①現場活動として、作業開始前に各職種毎に作業手順書に基づき、責任者、職長、作業員全員によるリスク危険予知活動(RKY)を実施し、作業の進め方と安全対策・遵守すべき作業所ルールを周知徹底する。
- ②責任者は、職長の指導・監督状況、適正配置状況、安全ルール遵守状況を把握するため、定期・随時に巡視する。

危険予知活動(RKY)の内容
<ul style="list-style-type: none">・体調確認と服装・保護具の点検・当社からの指示、連絡調整事項の周知・作業指示(分担、手順、合図等)の確認・予知される危険の摘出と対策・墜落制止用器具を使用する場所、作業の指示・作業に必要な材料、設備、機械、作業環境・工事用車両の過積載禁止、駐車指定場所の厳守・その他

- ③組織的かつ継続的活動として、各現場のリスクを洗い出し、許容困難なものから順に器具使用方法の改善、表示の拡大、作業手順の変更等の安全化を図る(常日頃からのRKYの積み重ねが、リスクアセスメントの厚みとなる)。
- ④新入社員安全教育の実施並びに安全教育講習、技能講習、特別教育講習の受講を積極的に推進する。

安全教育講習
<ul style="list-style-type: none"> ・職長・安全衛生責任者教育 ・職長・安全衛生責任者能力向上教育 ・足場の組立て等作業主任者能力向上定期教育 ・施工管理者等のための足場点検実務者研修 ・車両系建設機械運転業務従事者安全衛生教育 ・新・総合工事業者のためのリスクアセスメント研修 ・現場管理者統括管理講習 ・建設業等における(管理者・作業員)のための熱中症予防教育 ・その他
技能講習
<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 ・床上操作式クレーン運転技能講習 ・ガス溶接技能講習 ・有機溶剤作業主任者技能講習 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業主任者技能講習 ・その他
特別教育講習
<ul style="list-style-type: none"> ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 ・足場の組立て等の業務に係る特別教育 ・クレーン運転業務特別教育 ・アーク溶接等業務特別教育 ・粉じん作業特別教育 ・低圧電気取扱業務特別教育 ・その他

- ⑤新規作業員の送り出し教育(施工計画書に基づいた工事概要及び安全計画等の説明)を徹底し、取引業者は、自社作業員の新規入場に際して、前もって十分な教育を果たさなければならない旨を周知する。
- ⑥ヒヤリハット報告書の提出を促進し、再発防止策の検討を行うと共に、掲示によって周知する。

3. 現場における安全管理の実施

- ①就業制限業務の作業には、必ず施工計画書及び看板に明記した有資格者を配置(資格者証の携帯は必須)する。

②施工・安全衛生の自主管理体制を構築するために、安全衛生管理組織(体制)を確立し、安全衛生協議会規約を定める。安全衛生協議会(毎月1回以上実施)の決定事項は、再下請業者を含め、その系列すべての関係作業員まで周知徹底する。

安全衛生管理組織(体制)
<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人 ・主任技術者(建設業許可を受けている取引業者は、必ず置くこと) ・安全衛生責任者(現場代理人等の兼務可) ・職長(職長教育修了者) ・作業主任者(免許または技能講習修了者) ・安全管理者、衛生管理者または安全衛生推進者 ・雇用管理責任者
安全衛生協議会実施内容の目安
<ul style="list-style-type: none"> ・月間(実施)工程説明、打合せ ・安全パトロール結果報告 ・災害事例研究(労働災害資料等を利用) ・安全情報の伝達、意見の交換 ・安全勉強会(ミーティングの実施方法、作業着手前打合せ、その他) ・作業手順打合せシート、作業標準の作成・改善・見直し ・集団安全衛生目標の決定 ・安全衛生パトロールの実施 ・その他

③安全衛生協議会の報告・指摘・改善事項を踏まえ、当社工事営業部を中心とした安全パトロールを実施(1回以上/月)し、現場の進捗状況及び関係書類の整理状況の明確化を図る。

④墜落・転落・飛来落下災害の防止を図るため、高所作業時の墜落制止用器具の使用、開口部養生及び足場の管理を徹底する。

⑤重機・クレーン災害の防止を図るため、作業計画書の作成、重機旋回範囲内への立入禁止措置及び人払いを徹底する。

⑥倒壊・崩落災害の防止を図るため、現場状況に応じた作業方法の決定及び作業主任者の直接指揮による作業を徹底する。

⑦第三者災害を含む公衆災害の防止を図るため、次の事項を徹底する。

第三者災害を含む公衆災害の防止
<ul style="list-style-type: none"> ・作業場所と第三者立入禁止場所との確実な分離と周辺の整備 ・集中豪雨、台風、突風、豪雪等の自然災害を含む緊急時を想定した計画 ・架空線、埋設管対策の徹底 ・火災事故の防止 ・発生時の適切な対応 ・看板等の飛散防止、交通事故防止の徹底

⑧消火器設置位置、可燃物置き場、資材置き場等の特定並びに開口部等の養生による段差部の隠蔽を禁止し、現場の整理整頓・安全通路の確保を徹底する。

⑨運転者服務心得を遵守し、安全運転に努め、資材運搬車・連絡車の場内外における交通事故防止に留意して、次の事項を守らせるように指導・教育を行う。

交通事故の防止
<ul style="list-style-type: none">・飲酒運転の禁止(同乗もしない)・シートベルトの着用徹底(運転者は同乗者へ推進する)・走行中の携帯電話の使用禁止・制限速度の遵守(場内、場外共)・関係者への交通安全教育 (過積載・偏荷重の禁止、安全運転の基本等を繰り返し実施する)・横断歩道歩行者優先の遵守・脇見運転禁止の徹底・十分な車間距離確保の徹底・夕方早めの点灯徹底・摩耗タイヤの使用禁止

⑩新規入場者受入教育は、現場毎に実施し、健康診断受診日の確認、危険場所、立入禁止場所、作業の具体的な方法等、必要に応じた内容に重点を絞り、教育・指導を行うと共に、作業員名簿の受入教育実施年月日を必ず記入する。

4. 作業計画書

- ①足場、建設機械、土留等仮設計画は、作業(使用)計画書を作成し、作業開始前の点検を徹底する。
- ②足場を使用する作業において点検責任者は、当日の作業開始前に手すり等の取り外しや脱落の有無の点検を実施し、悪天候等後に実施する点検内容等について記録を作成し、保存する。
- ③重機・機械等は、運転手が運転席或いは操作する場所を離れる場合、逸走防止等の安全措置を確実にを行い、運転手が鍵を保管する。
- ④労働安全衛生法に定める施工用機械及びその他の機械工具類は、月例自主検査または特定自主検査を定期的に行い、検査記録を保管する。
- ⑤現場の状況変化等により、決められた作業手順・方法等を変更しなければならない場合は、一旦作業を中止し、安全対策の見直しを行う。現場代理人がこれを承認したときは、全員で作業手順・方法を確認した後に作業にかかる。
- ⑥作業終了時の確認事項は、次のとおりとする。

作業終了時の確認事項
<ol style="list-style-type: none">①作業場所の片付け状況②安全対策<ul style="list-style-type: none">・開口部の柵、手すり、養生蓋の復旧・重機、高所作業車等の鍵の保管 (運転操作キーは運転手が保管し、安全装置解除キーは作業所が保管)・電源切、常夜灯の点検等③強風、大雨、大雪、中震時の対策<ul style="list-style-type: none">・強風とは、10分間の平均風速が10m/秒以上・大雨とは、1回の降雨量が50mm以上・大雪とは、1回の降雪量が25mm以上・中震とは、震度階級4以上

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">④第三者対策(風散、飛来落下、立入禁止等)⑤その他特に必要な事項 |
|---|

5. 健康管理対策

- ①毎年、定期健康診断を受診する。
- ②血圧測定は、毎月行い、測定値を記録する。血圧が高め・低めの者は、毎日でも測定する。
- ③メンタルヘルス対策として、過重労働による健康障害防止対策に基づき、残業時間及び体調の管理、ストレスチェックを実施すると共に産業医と定期的に情報交換し、健康管理に努める。
- ④ハラスメント防止規程に基づき、申し出があった場合には事実を把握し、問題の解決を図ると共に再発防止のための必要な措置を講じる。

6. コロナウイルス感染症予防対策

感染経路の中心は、飛沫感染及び接触感染のため、人と人の距離をとる(社会的距離)、外出時・建物内はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心掛ける、屋内の換気を十分にすると共に十分な睡眠で自己の健康管理をしっかりする等で、自己のみならず他人への感染を回避すると共に他人に感染させないように徹底する。

また、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の条件下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症状の者からの感染の可能性も指摘されており、これらの状況を踏まえ、次の感染症予防対策を励行する。

- ①3つの密(密閉・密集・密接)を回避する。
- ②屋外でも密集・密接には注意し、人込みや近距離での会話、大きな声を出すことは避ける。
- ③こまめに換気を行い、会話をするときはマスクを着用する。
- ④外出先からの帰宅時や食事前など、こまめに手洗い、手指の消毒を行い、洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにする。
- ⑤咳エチケットを遵守し、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、ひじの内側などを使って口や鼻をおさえる。

7. 月間安全目標の設定及び実施

各作業場において、該当する期間の作業内容に応じた月間安全目標を設定し、周知する。
全体の月間安全目標は次のとおりとし、同様に周知する。

- ①春の交通安全運動、交通事故の防止(4～5月)
 - ・運転者服務心得を遵守し、安全運転に努め、飲酒運転は絶対にしない(同乗もしない)。
 - ・シートベルトの着用を徹底し、運転者は同乗者に対して推進する。
 - ・走行中の携帯電話の使用を禁止し、電話をかけた相手の状況(運転の是非)は最初に確認する。
 - ・過積載、偏荷重を禁止する。
 - ・雨天時は、原則としてバイクを運転しない。
 - ・横断歩道歩行者を優先する。
 - ・脇見運転を行わない。
 - ・十分な車間距離を確保する。
 - ・夕方早めの点灯を実施する。
 - ・摩耗したタイヤの使用を禁止する。
- ②墜落・転落災害の防止(6月)
 - ・墜落制止用器具の点検実施(取付金具の亀裂、変形、緩み、脱落等の有無)
 - ・墜落制止用器具は、一度でも大きな衝撃を受けたものは使用禁止とする。
 - ・高所作業時での墜落制止用器具の使用を徹底し、2m以上にこだわらず積極的に使用する。
 - ・墜落制止用器具は、高さが6.75mを超える箇所では「フルハーネス型」を使用する。
 - ・墜落制止用器具は、高さが6.75m以下の箇所では「胴ベルト型(一本つり)」を使用できる。
 - ・作業台(脚立等)への昇降時に道具や資材を持たない。

- ・脚立での作業においては、3点支持を徹底する。
- ・既設建物での作業時等、スリッパでの脚立昇降を禁止する。
- ・高所作業台の日常点検を実施し、不良製品は使用しない。

③熱中症被災の防止(7～8月)

- ・熱中症の症状、予防、救急措置についての労働衛生教育の実施
- ・気温条件、作業内容、作業員の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間を確保する。
- ・作業場所の近辺に冷房室、日陰等の涼しい休憩所を設置する。
- ・作業開始前の健康状態の確認、作業中の巡回の実施、作業員全員の退場確認を徹底する。
- ・規則正しい生活の遂行を推進する。

④墜落・転落災害の防止(9月)

- ・墜落制止用器具の点検実施(取付金具の亀裂、変形、緩み、脱落等の有無)
- ・墜落制止用器具は、一度でも大きな衝撃を受けたものは使用禁止とする。
- ・高所作業時での墜落制止用器具の使用を徹底し、2m以上にこだわらず積極的に使用する。
- ・墜落制止用器具は、高さが6.75mを超える箇所では「フルハーネス型」を使用する。
- ・墜落制止用器具は、高さが6.75m以下の箇所では「胴ベルト型(一本つり)」を使用できる。
- ・作業台(脚立等)への昇降時に道具や資材を持たない。
- ・脚立での作業においては、3点支持を徹底する。
- ・既設建物での作業時等、スリッパでの脚立昇降を禁止する。
- ・高所作業台の日常点検を実施し、不良製品は使用しない。

⑤秋の交通安全運動、交通事故の防止(10～11月)

- ・運転者服務心得を遵守し、安全運転に努め、飲酒運転は絶対にしない(同乗もしない)。
- ・シートベルトの着用を徹底し、運転者は同乗者に対して推進する。
- ・走行中の携帯電話の使用を禁止し、電話をかけた相手の状況(運転の是非)は最初に確認する。
- ・過積載、偏荷重を禁止する。
- ・雨天時は、原則としてバイクを運転しない。
- ・横断歩道歩行者を優先する。
- ・脇見運転を行わない。
- ・十分な車間距離を確保する。
- ・夕方早めの点灯を実施する。
- ・摩耗したタイヤの使用を禁止する。
- ・冬用タイヤへの交換を実施する。

⑥年末無災害運動の推進(12月)

- ・交通労働災害の防止
- ・健康管理の徹底
- ・年末年始休暇に向けての火災・飛散防止措置・盗難対策の徹底

⑦年始無災害運動の推進(1月)

- ・安全服装の確認
- ・保護具、電動工具類の使用前点検
- ・整理整頓、清掃の実施
- ・安全運転の実施と不法駐車禁止

⑧建設機械・クレーン等災害の防止(2～3月)

- ・車両系建設機械等の作業前点検実施の徹底
- ・車両系建設機械の用途以外の作業の禁止及び有資格者による作業の厳守
- ・車両系建設機械等の旋回範囲内の立入禁止措置の徹底
- ・作業場の地形、地理、埋設物等の作業状況を調査し、機械の種類、能力を盛り込んだ作業計画を定める。